

新生児育児支援給付金の支給について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する市独自の取組として、新生児一人につき5万円の育児支援給付金を支給するもの。

2 支給対象児童

令和2年4月28日（国の「特別定額給付金」の基準日の翌日）から令和3年3月31日までの間に生まれ、本市に住民登録のある父母と同一の住所に登録される新生児（転入者を含む。）

※ 支給対象児童数（見込み）605人（55人×11か月）

3 支給対象者

上記「支給対象児童」の保護者

4 給付額

支給対象児童1人につき5万円

5 補正予算額

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 事業費（給付金） | 30,250千円 |
| (2) 事務費 | 193千円 |

6 申請手続等

- (1) 市は、出生届又は転入届に基づき、支給対象者へ返信用封筒を添えて申請書を窓口で配付し、又は郵送する。
- (2) 支給対象者は、市へ申請書を郵便で返送する。（窓口で記入し、提出することも可能）
- (3) 市は、申請内容を確認後、支給対象者が指定する口座へ給付金を振り込む。